

第3回 京都市公契約審査委員会 会議録

1 日時 平成30年8月10日（金）午前10時から12時00分まで

2 場所 職員会館かもがわ2階大会議室

3 出席者 河村律子委員，北村和生委員，辻田素子委員，津田純一委員，中田英里委員，原優花委員，廣岡和晃委員，牧紀男委員，松島格也委員（五十音順）

※ 京都市

岩崎清行財政局財政担当局長，金山昌幸同局財務部長，和田隆宏同部契約課長，柴田礼輔交通局企画総務部財務課担当課長，富嶋裕之上下水道局総務部契約会計課長他

4 傍聴者 3名

5 会議録

(1) 財政担当局長挨拶

(2) 新任委員紹介

新しく委員に就任した原委員，廣岡委員，松島委員を紹介

(3) 議事

ア 委員長の互選等

(公契約審査委員会について)

- ・辻田委員を委員長に互選
- ・辻田委員長が北村委員を委員長職務代理者に指名

(契約審査専門部会について)

- ・辻田委員長が北村委員，牧委員，中田委員，松島委員及び辻田委員長を部会員に指名
- ・辻田委員長が部会長に就任
- ・辻田委員長が牧委員を部会長職務代理者に指名

イ 契約審査専門部会の結果報告（事務局から資料に基づき説明）

ウ 公契約基本条例の取組状況（事務局から資料に基づき説明）

事務局

御欠席の大西委員から事前に2点，御意見をいただいているので御紹介する。

- ① 労働関係法令遵守状況報告書制度は，不遵守の是正も大事だが，不遵守を未然に防ぐことも大事。引き続き，事業者に対する丁寧な説明に努めていただきたい。
- ② 資料18ページの末尾に「社会貢献に取り組む建設業団体に加入している企業も評価してほしい」との意見があるが，事業者には，環境問題への取組みも社会貢献の一つだということを認識し，関心を持っていただきたい。

北村委員

対象公契約では、個別の契約ごとに労働関係法令遵守状況報告書が提出される。指定管理協定では1回の指定期間が4～5年あると思うが、協定締結時にだけ報告書を提出してもらうのか。仮に報告書提出後に不遵守となった場合は、どのように不遵守を把握し、是正指導するのか。

辻田委員長

契約期間が1年を超える長期の工事契約もあると思うが、1年ごとに報告書を提出していただくといった選択肢はないのか。

事務局

対象公契約締結後2箇月以内に報告書を提出していただく仕組みであり、指定管理を含め、契約期間が1年を超えるものも、契約締結時に提出していただいている。

契約期間中に不遵守となった場合も含め、契約締結時の報告書の内容に変更があった場合には変更届を提出していただくことになっており、不遵守ならば是正のうえ措置結果報告書も提出していただくことになる。

なお、不遵守の疑いがある場合には本市から事情説明や資料提出を求めることもできるため、契約締結時だけでなく、契約期間中の不遵守の把握にも努めたい。

牧委員

- ① 建設現場の下請は一人親方も多いと思うが、労働関係法令遵守状況報告書は一人親方からも提出してもらうのか。
- ② 30年度から新たに、工事の競争入札参加資格の資格要件として、社会保険への加入を追加したということだが、どのように資格要件を課しているのか。また、下請も社会保険の加入が必要ということか。

事務局

- ① 一人親方も報告書の提出対象である。
- ② 本市の競争入札参加資格の資格要件に「社会保険加入」を追加した。これにより、元請及び有資格者である下請からは、未加入の事業者が排除されている。

なお、有資格者でない下請は、予定価格5千万円超の工事等では労働関係法令遵守状況報告書により加入状況を確認している。また、予定価格5千万円以下の工事等でも、社会保険加入事業者を下請とするよう元請に努力義務を課し、未加入の下請を確認した場合は加入指導のうえ建設業許可担当部署に通報するという運用を、今年度に入ってから開始したところである。

中田委員

指定管理の場合、指定管理者だけが労働関係法令遵守状況報告書の提出対象であり、再委託先は提出対象外だということだが、なぜそうしているのか。

事務局

指定管理は、工事等のように下請を前提にした業務構造ではなく、例えば施設の清掃の一部を委託することもあるかと思うが、そこまで報告書の提出を求める必要はないという判断である。

松島委員

公契約基本条例の効果を確認するには、多面的な指標で効果を検証することが大事である。例えば、市内中小企業の受注等の機会の増大を図ることで、本当に雇用が創出されているのか、労働者数がどのように変化しているのかといったことを確認するであるとか、市内中小企業の受注機会の増大をどのように地域コミュニティの維持、発展に繋げるのかといった観点も必要ではないか。また、市内中小企業が受注した工事の落札率とそれ以外の落札率を比較することで、市内中小企業の競争力といったことが見えてくるのではないか。

辻田委員長

地域経済への波及効果や雇用の創出は、毎年結果を検証するのは難しいと思うが、5年、10年といったタイムスパンで検証することは可能ではないかと思うので、検討していただきたい。

事務局

公契約基本条例の効果等をどのような指標で示すことができるのかどうか、いただいた御意見も参考に、引き続き研究させていただく。

河村委員

社会的課題の解決に資する取組に関して、要件を満たす事業者を格付で加点するという取組みを行なっているが、どのような仕組みなのか。加点事業者数の推移を見ることで、社会的課題の解決に資する取組の効果を検証できるのではないか。

辻田委員長

加点によるインセンティブは働いているのか。加点されている事業者数はどのように変化しているのか。

事務局

工事格付の仕組みは、全国的な制度である経営事項審査の総合評定値（事業者の財務状況等により算出）に、本市が設定した各加点項目の要件を満たすごとに加点し、総合点数を算出する。その総合点数を基に事業者のランクを決定する、というものである。

例えば、直近に新設した加点項目である、消防団協力事業所に認定されている事業者は、延べ数だが、項目を設けた28年度は20者、29年度は24者、30年度は29者と少しずつではあるが増加している。

今後も、効果の検証に関しては、御意見も踏まえ研究していく。

津田委員

- ① 民間企業では、グループ企業での一括購入等により、スケールメリットを活かして物品を安く調達している。また、価格が安い市外事業者からの調達が非常に多くなってきている。京都市では、市内中小企業への発注を原則とすることにより、調達価格が民間企業と比べて高くなっているような気がする。市民のために安価に調達するという責務も果たしながら、同時に市内中小企業の受注機会を増やすような方策を検討する必要があるのではないかと。
- ② 京都市近隣の市町村を主たる事業所とする事業者は、京都市を主な市場としているケースもあり、ある意味、京都市に貢献しているとも言えるので、市内の事業者だけではなく、こうした近隣市町村の事業者を評価するような仕組みがあってもよいのではないかと。

事務局

- ① 「より良い物をより安く調達する」のがあるべき姿であると考えている。例えば、最低制限価格制度はダンピング対策、品質の確保のために設けているが、最低制限価格以下の金額では契約できず、結果として契約金額は高くなる。これらのバランスを考慮しながら、どんな条件で入札を実施するかをその都度決めているのが現状である。市内中小企業で競争性が確保できないといった場合は市外や大企業も入札可能としているが、委員の御指摘は大事な視点と認識しており、参考にさせていただきながら、入札契約制度を運用していきたい。
- ② 近隣市町村の事業者への配慮に関しては、公契約基本条例に「市内中小企業の受注等の機会の増大」が明記されていることを踏まえると、条例に基づく取組みとしては難しいが、先ほど申し上げた市内中小企業で競争性が確保できないといった場合には、市外に広げて入札を行い、近隣市町村の事業者が落札するケースもある。

原委員

- ① 社会的課題の解決に資する取組みに関して、SDGsの達成に資する取組みを行っている事業者に配慮するとか、FSC（森林認証制度）やASC（責任ある養殖により生産された水産物の認証制度）といった認証取得事業者や、認証取得事業者の商品を使用する事業者に配慮するといったことを提案させていただく。
- ② 障害者の就労支援に関する取組みとして、京都市と障害者就労支援施設等との間を仲介する窓口（共同発注窓口）を設置しているとのことだが、設置数及び運用について説明いただきたい。

事務局

- ① SDGsの達成に資する取組みとしては、既に取組みを行っているものもある。例えば、国家資格を有する女性技術者を雇用している事業者に格付制度で加点しており、これはジェンダー平等の実現というSDGsの目標達成に資するものである。また、電力供給の入札において、再生可能エネルギーの導入状況や二酸化炭素排出量を点数化し、基準を満たした事業者だけが入札に参加できるといった取組みを行っているが、これは気候変動に具体的な対策をとるというSDGsの目標達成に資するものである、と考えている。

中小企業の事業者にとって過度な負担にならないか、不利益な取扱いにならないかといったことも十分に考慮しながら、いただいた御意見を踏まえ、どのような取組みが考えられるのか引き続き研究していきたい。

- ② 特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンターと「はあと・フレンズ・ストア」（京都府高齢・障害者雇用支援協会）の2箇所が、共同発注窓口となっている。

調達したい物品等を共同発注窓口に提示し、取扱いが可能な施設を仲介してもらったり、共同受注窓口自体を契約の相手方とする場合もある。

廣岡委員

工事契約の下請や孫請、施設の清掃等の役務委託契約についても、最低賃金を含めた労働関係法令が確実に遵守されるよう、引き続き、労働関係法令遵守状況報告書制度を適切に運用していただきたい。

事務局

人件費が多くの割合を占める清掃等の役務業務については、国の積算基準を基本として適切な労務単価の積算に努めているが、報告書制度の運用により、最低賃金を含めた適正な労働環境の確保に引き続き努力していきたい。

また、報告書の提出により不遵守を確認した場合には是正指導を行うことはもとより、報告書制度を周知することにより、不遵守を未然に防ぐことにも努めたい。

(4) その他

事務局から、後日、本日の会議録の確認をお願いすることや、次回の全体会議の予定(特に委員会に諮るべき案件がなければ来年6～7月頃開催)等について事務連絡

以上